

# 公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札により入札を執行するので、始良市契約規則(平成22年始良市規則第45号)第2条及び始良市電子入札運営要綱(平成22年始良市告示第21号)第8条の規定に基づき公告する。

令和8年4月28日

始良市長 米丸 麻希子

工 事 発 注 表	
工 事 番 号	第8-7号
工 事 発 注 部 課 名	始良市 建設部 土木課 (電話番号0995-66-3111 内線 448)
発 注 工 事 種 別	土木一式工事
工 事 名	7災第232号 中甕川河川災害復旧工事
工 事 場 所	始良市 北山 地内
入 札 方 法	条件付(電子)一般競争入札
工 事 概 要	延長L=6.0m、コンクリートブロック積工A=25㎡、小口止工V=3m <sup>3</sup> 、工事用道路(W=4.0m)L=60m、掛樋工(φ800)L=13m
工 期	契約締結日の翌日から180日間
予 定 価 格 ( 消 費 税 抜 き 価 格 )	7,707,000円
最 低 制 限 価 格 の 有 無	あり(最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は、落札外とする。)
工 事 費 内 訳 書 の 提 出 の 有 無	あり
発 注 区 分 ・ 条 件	<b>始良市に本社・本店を置き、始良市入札参加資格(格付区分 土木OB・B・OC・C・OD)に格付けされている者。</b>
前 払 金	契約金額が300万円を超える場合はあり(契約金額の40%以内)
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	契約金額が300万円を超える場合は、契約金額の100分の10以上とし、契約金額が300万円以下の場合は免除する。
閲 覧 場 所	かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービス(工事・委託)
閲 覧 期 間	<b>令和8年4月28日 から 令和8年5月18日 まで</b> ※閲覧期間内の閲覧時間は、かごしま県市町村電子入札システムの運用時間(土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後8時00分まで)内とする。
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して提出すること。
入 札 参 加 資 格 確 認 書 類	入札参加申込書を電子データで添付してかごしま県市町村電子入札システムを使用して提出
入 札 説 明 書 説 明 請 求 期 限	令和8年5月14日 17時00分まで
競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 受 付 期 間	<b>開始日時： 令和8年4月30日 8時30分 終了日時： 令和8年5月13日 13時00分</b>
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知 日 時	<b>開始日時： 令和8年5月13日 13時00分 終了日時： 令和8年5月13日 17時00分</b>
本 工 事 に 関 す る 質 問 方 法 等	方法： 電子メール 送信先： 建設部 土木課 河川砂防係 e-mail： kasensabou@city.aira.lg.jp 質問締切日時：令和8年5月13日 12時00分
本 工 事 に 関 す る 回 答 方 法 等	質問に対する回答は、質問書受理後にメールにて回答する。
入 札 書 受 付 期 間	<b>開始日時： 令和8年5月15日 8時30分 終了日時： 令和8年5月19日 9時00分</b>
開 札 予 定 年 月 日 ・ 場 所	<b>開始日時： 令和8年5月19日 13時00分 場所： 始良市 総務部 工事監査課</b>
契 約 担 当 課	始良市 建設部 土木課 河川砂防係
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、 <b>現行の始良市入札参加資格業者</b> 名簿に登録されている者。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) <b>市が公告の際に提示した条件等に適合する者</b> (5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領(平成22年始良市訓令第56号)の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続きの決定を受けている者若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの決定を受けている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者
入 札 の 無 効 に 関 す る 事 項	(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの (2) <b>工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事内訳書の提出がなされていない入札。</b> (3) <b>入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札</b> (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札
落 札 者 の 決 定 方 法	予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。
落 札 者 の 契 約 書 案 等 の 提 出	落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案を提出しなければならない。また、消費税及び地方消費税に係る免税事業者である場合は、その旨の届出書を併せて提出しなければならない。なお、契約書の案等を提出期限までに提出しないときは、当該落札者は、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。
注 意 事 項	(1) 主任技術者、監理技術者は、入札参加申込日において、連続3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 <b>ただし、令和7年災である当該災害復旧工事に限り、1日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でも認めるものとする。</b> (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (4) 工程表、現場代理人選任通知書及び関係書類を契約書と同時に提出すること。 (5) 建設業者退職金共済組合掛金収納書、各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (6) 工事費内訳書を提出すること。 (7) <b>受注機会の確保及び均等受注を図るため、手持ち工事・指名回数・技術者数を総合的に判断し、入札の参加条件に制限を加えることがある。</b>